

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	2 2 3 6	受 理 年 月 日	令 和 3 年 11 月 25 日
件 名	学童クラブ事業の利用料金における減免措置の拡充等		
要 旨	<p>11月5日の京都市会本会議では、学童クラブの利用料金の値上げと応益負担を導入する京都市児童館及び学童保育所条例が僅差で可決された。しかし、その議決数（賛成：自民21，公明10，民フ5（1名退席），反対：共産18，京都5，維新4，無所属1，議長除く）を見ても、到底、保護者、市民が納得している状態ではない。教育福祉委員会での議論にもあったように、コロナ禍で生活が大変なときになぜ今値上げなのか。子育て世代への負担増では京都市で子育てがしにくくなる。ほかの経費の見直しをしたうえでの提案なのかなど保護者、市民の多くの反対及び慎重意見を背景にした議決結果である。</p> <p>また、条例審議を通して、軽減措置を行っても6割が値上げになる。軽減措置は2年間でそれ以降学童クラブに入所する子供には負担増ということも明らかになった。</p> <p>こうした声に対応して、減免措置についても提案されているが、D以上の区分（一部減免あり）については、①基本額を設定するため全員値上げとなり、②時間区分が17時で区切られるため、多くの家庭が18時30分までの高価格ランクに入り、③学校が閉まっている土曜日と夏休みの利用料金が応益負担の考え方で基本額よりも高くなることになる。</p> <p>具体的にはD3区分（おおむね月10万円代の収入、18時まで利用の場合）であれば、現在6,600円の利用料金がなんと1万1,000円に、土曜日通えば1万2,000円、さらに夏休み（8月）は1万3,000円となる。このように所得税課税世帯だが所得が少ない家庭には毎月数千円の負担増になり、毎日数十円の節約が一気に吹き飛んでしまう大幅な値上げになる。</p> <p>また、軽減措置は2年間となったため、3年後に学童クラブに入所をされる現在保育園の年少組のお子さんについては、更なる値上げということが現時点で確定することになる。</p> <p>これでは、もう学童クラブに行くのは無理という家庭も出てこざるを得ず、福祉を必要とする人を支える行政の役割を放棄したものと言わざるを得ない。</p> <p>については、新条例の下でも行政として子育て世代に寄り添う施策として、保護者、市民の声を受け止め、2022年度予算では行政の判断でできる以下の措置を具体化（予算化）するよう願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在、減免措置の対象となっていないD3～8区分についても、減免措置の対象とすること。 2 減免措置について、2年間の期限設定をやめ、恒久的な措置とすること。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		